

令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における
重点的推進研修実施業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

地域において必要とされる人材育成研修を、産業人材育成プラットフォーム形成事業における「重点的推進研修」と位置づけ実施することとし、県内企業の人材育成に関する課題解決を図るとともに、地域の在職者研修の充実を図るため、本業務を実施する。

この要領は、本業務の委託に当たって、人材育成研修に実績を有し、業務を円滑かつ確実に遂行することができる者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務

(2) 業務内容

委託業務の内容は、概ね次に掲げるとおりとし、その詳細は、「令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務委託仕様書」（別紙1）のとおりとする。

ア 重点的推進研修の実施に関すること

イ 重点的推進研修の受講生の募集等に関すること

(3) 実施期間

委託業務の実施期間は、契約日から令和2年3月31日（火）までとする。

(4) 予算額

1,500千円以内とする。（(2)に記載の業務内容を実施するのに要する経費の全て。消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年11月29日（金）正午までに以下の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に以下の場所に必ず連絡すること。

【競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 募集公告の日から企画提案書提出日までの間いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 募集公告の日から企画提案書提出日までの間いずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 問合せ先及び資料の交付等

- (1) 公募型プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

電話 0857-26-7209 / ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 実施要領等の交付

ア 実施要領等の交付方法

令和元年11月25日（月）から12月13日（金）までの間に鳥取県のホームページから入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び時間

令和元年11月25日（月）から12月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

ウ 交付場所

4（1）に記載する場所

エ 交付資料

（ア）令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

（イ）令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）

（ウ）令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）

5 企画提案参加申込書の提出

このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

- (1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

- (2) 提出期間及び時間

令和元年11月25日（月）から同年12月13日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和元年12月13日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

4 (1) の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。

6 企画提案書の作成及び提出

プロポーザル参加者は、企画提案参加申込書を提出した後、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 企画提案書の内容（項目）について

- ア 企画提案書は、仕様書をもとに、評価要領の「評価基準」に記載する評価項目について作成すること。
- イ 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の目的を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。
- ウ 企画提案書に記載する内容は、見積額の範囲内で実現可能なものに限る。
- エ 企画提案書の審査は、評価要領に従って行う。従って、全ての評価項目を企画提案書に盛り込むとともに、「評価項目」に定める内容が企画提案書のどこに記載されているのか分かり易く作成すること。

(2) 企画提案書の書式

A 4 判用紙で作成し、印刷時の文字の大きさは 10 ポイント以上を用い、表紙、目次を除き両面印刷で 50 ページ以内にまとめること。また、ページには通し番号を振ること。

(3) 提出書類

- ア 令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務企画提案書提出書（様式第 3 号。以下「企画提案書提出書」という。）
- イ 企画提案書
- ウ 実施要領の「見積書」（様式第 4 号。以下「見積書」という。）

(4) 提出期限

令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時 15 分まで

(5) 提出方法

4 (1) の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。

(6) 提出部数について

- ア 企画提案書提出書 3 部（原本 1 部、写し 2 部）
- イ 企画提案書 3 部（原本 1 部、写し 2 部）
- ウ 見積書 3 部（原本 1 部、写し 2 部）

(7) 企画提案書の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

- ア 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの。
- イ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

(8) 企画提案書、見積書の受理後の差替え及び追加・削除

原則として認めない。

(9) 企画提案書作成に関する質疑応答

企画提案書等の作成・提出及び公募型プロポーザルに関する質問は、令和元年12月13日(金)正午まで受け付ける。

なお、本プロポーザルに関する質問は、実施要領「令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務質問書」(様式第5号)を作成し、電子メール又はファクシミリにより4の(1)の場所に対し行うこととする。質問のあった事項については、回答を鳥取県ホームページで令和元年12月18日(水)までに公開する。

(10) 企画提案書の取扱い

ア 企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

イ 著作権の取扱い

(ア) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

(イ) 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(ウ) 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

7 評価方法及び選定方法

(1) 審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、「令和元年度産業人材育成プラットフォーム形成事業における重点的推進研修実施業務委託に係る審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

ア 審査会は、評価要領に基づき、企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。

イ 審査会は、3名で構成する。

ウ 審査は書類審査とする。

(2) 評価要領案

ア 審査会において使用する評価要領の案(以下「評価要領案」)は別紙2のとおりとする。

イ 評価要領は、原則として、鳥取県職員以外の委員に評価要領案に対する意見を聴取するものとする。

ウ イにより外部委員に意見を聴取した際は、当該意見を踏まえて、必要な修正を加え、評価要領を決定するものとする。

エ ウにより決定した評価要領は、速やかに鳥取県ホームページに公表することとする。

(3) 採点方法

ア 企画提案書の審査

企画提案書の内容審査に対する点数は、評価要領に示す各項目の配点の上限の範囲内で提案内容の審査に応じて加点した点数(以下「技術点」という。)とする。なお、技術点の上限は116点とする。

ただし、仕様書3(1)~(3)に記載する必要な要件を具備していることが分かる書類が提出されない場合は失格とする。

イ 見積額の審査

見積額については、次の式により換算し、見積額に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。なお、価格点は上限は30点とする。

価格点 = 30点 × (1 - 見積額 / 2の(4)の予算額)

また、2の(4)の予算額を超える見積りは失格とする。

(4) 最優秀提案者の選定

予算額の範囲内の見積書を提出した者であって、企画提案書の技術点（各審査員が採点する技術点の平均点とする。）及び見積額の価格点の合計点において最も高得点を獲得した者を最優秀提案者に選定する。

なお、技術点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、審査員の多数決により最優秀提案者を選定するものとする。

また、最も高得点を獲得した者（公募型プロポーザル参加者が1者のみの場合も含む。）の技術点が技術点の上限の50パーセント未満となった場合には、落札者とししない。

8 審査結果の通知、公表

(1) 審査結果を提案者全員に文書で通知し、その概要を鳥取県ホームページで公表する。

(2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載する。

(3) 公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載する。

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位づけられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの時期は下記のとおりとする。ただし、提案書の提出期限以外は状況に応じて前後する場合もある。

(1) プロポーザル公募公告	1 1月25日（予定）
(2) 審査員の任命	1 1月下旬
(3) 評価要領の決定	1 1月下旬
(4) 質問書の提出締め切り	1 2月13日
(5) 企画提案参加申込書の提出締め切り	1 2月13日
(6) 企画提案書提出期限	1 2月20日
(7) 審査会開催（審査実施）	1 2月下旬
(8) 審査結果の通知	1 2月下旬
(9) 企画提案等の協議及び見積依頼	1 2月下旬
(10) 契約締結	1 月上旬

11 その他

- (1) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書は開示の対象となるが、県は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (2) プロポーザル参加に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 審査委員に対し、プロポーザル選考に関し働きかけを行った者は失格とする。